

令和7年 第3回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

- | | | |
|---------|-----------------------|-----------------------------------|
| 1. 開催日時 | 令和7年9月10日 | 正する条例制定について |
| 1. 開催場所 | 西予市議会第3委員会室 | 議案第98号 市道路線の認定について |
| 1. 開 会 | 令和7年9月10日
午後 1時00分 | 議案第99号 令和7年度西予市一般会計補正予算(第3号) |
| 1. 閉 会 | 令和7年9月10日
午後 2時54分 | 議案第104号 令和7年度西予市水道事業会計補正予算(第2号) |
| 1. 出席委員 | | 議案第105号 令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号) |
| 委員長 | 信宮 徹也 | 議案第106号 令和7年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号) |
| 副委員長 | 河野 清一 | |
| 委員 | まつもとみき | |
| 委員 | 宇都宮久見子 | |
| 委員 | 中村 一雅 | |
| 委員 | 兵頭 学 | |

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

1. 欠 席 委 員
な し

1. 出席説明員

建設部長	安岡 克敏
産業部長	兵頭 章夫
建設課長	宮本 勘滋
上下水道課長	紙崎 順一
経済振興課長	岡田 拓郎
林業課長	酒井 淳二
農業水産課長	亀岡 敦志
建設課長補佐	桐山 正男
建設課長補佐	松本 幸佑
建設課長補佐	大塚 洋平
上下水道課長補佐	大内 俊二
上下水道課長補佐	清水 宣行
上下水道課係長	山本 新也
上下水道課係長	幸地 大志
経済振興課長補佐	源 琢哉
経済振興課係長	竹本 明人
林業課長補佐	村上征士郎
林業課長補佐	清家 祐一
林業課係長	兵頭 忠
林業課担当係長	佐尾 優
農業水産課長補佐	山崎 博志
農業水産課係長	清家 亮
農業水産課係長	中岡 優作

1. 出席議会事務局職員

書記 中廣 良樹

1. 会議に付した事件

議案第97号 西予市公共物管理条例の一部を改

開会 午後 1 時00分

○河野副委員長

これより令和 7 年第 3 回定例会産業建設常任委員会を開会いたします。

開会に当たり、委員長より挨拶があります。

○信宮委員長

挨拶を行う。

○河野副委員長

次に、安岡建設部長より挨拶をお願いいたします。

○安岡建設部長

挨拶を行う。

○河野副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。また、委員会室への携帯電話の持込みは御遠慮ください。

それではこれよりの進行は委員長が行います。

【建設部】

【建設課】

○信宮委員長

それでは、早速議案審査に移りたいと思います。議案第 97 号「西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について」宮本建設課長の説明を求めます。

○宮本建設課長

それでは議案第 97 号「西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。資料として新旧対照表をお配りしておりますのであわせて御確認ください。

今回の条例改正は、公用地法定外使用料の徴収方法の見直しを行うものでございます。現在、市が管理する法定外公共物の使用料については、許可を受けたものから、毎年度、当該年度分を年度当初に徴収することとしております。年間使用料の 7 割程度が 1 件当たり 300 円以下と少額で、その請求事務や更新等に伴う費用対効果も少ないことから県内市町の状況を確認したところ、約 6 割の自治体が許可期間分一括納付か、毎年の納付かの選択制をとっておりました。今後の郵便料等の経費の高騰などを考慮し、効果的で適正な維持管理を行うため本条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

宮本建設課長の説明が終わりました。

これより本案についての質疑を行います。

質疑はございますか。

○まつもと委員

一括で納めてそのあと、その期間内に撤去したりした場合はどうなるのか教えてください。

○宮本建設課長

使用料の返還については、基本的には行わないということにはなっております。ただし、以下の場合には返還をすることがございます。

まず 1 点目は、道路法第 71 条第 2 項に基づき、公益上の理由によりその占用許可が取り消された場合、この場合は返還の対象になります。

もう一つは、既に納付された使用料が占用許可日から取消しまでの期間に対応する占用料を超過している場合、分かりやすく言えば、例えば 1 年許可しておりましたと。ただ 1 カ月とか 2 カ月でその対象物を撤去しましたとか、もうやめましたとかそういった場合が発生すると、残りは 10 カ月残っている。その分は既に納めていましたということになると納めていた金額のほうが多い場合ですよね。そういった場合は、占用者に対してお返しをするということになっています。

この 2 点の場合のみ返還の対象になるということでございます。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

○兵頭委員

これ占用許可関係のあれだと思うんですけど、これ項目見ても相当種目があるみたいなんですけど、建設課で所管しとる件数というのは大体何件ぐらいあるんですか。その占用許可いうか。

○宮本建設課長

今、法定外公共物では許可件数が全体で 1,210 件ございます。

○兵頭委員

これは経費削減と事務手続両方をまとめるという考えでよろしいんですか。郵便代も結構ばかにならないと思いますので。

○宮本建設課長

兵頭委員言われるとおり、経費削減と事務の簡

素化といいますか、そういったところを目的としております。今、郵便料金が1通当たり最低でも110円かかっておる中で、この占用料の最低金額が100円となっております。その100円という件数は今85件ございます。先ほど許可件数1,210件と申し上げましたが、その中でも占用料が発生していないものもございますので、占用料の対象となっている件数が317件ございます。そのうちの85件が100円未満ということになっておりますので、郵便料のほうが高いとか、そのものに対しての事務手続が結構煩雑になってきますので、そういったことを軽減していこうという目的もございます。

○信宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時11分)

○信宮委員長

再開を告げる。(再開 午後1時12分)

○信宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第97号「西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時12分)

○信宮委員長

再開を告げる。(再開 午後1時13分)

○信宮委員長

次に、議案第98号「市道路線の認定について」宮本建設課長の説明を求めます。

○宮本建設課長

議案第98号「市道路線の認定について」御説明申し上げます。こちらも説明資料がございますのであわせて御覧ください。

今回、明浜町俵津地区で1路線、城川町土居地区で1路線、計2路線の市道認定を行うものでございます。国道378号及び県道城川橋原線のバイ

パス工事の完了により、県管理区域から除外された旧道区間が西予市に払下げを受け、市道宮崎大浦線及び市道土居町表線として認定するものでございます。

なお、本件に係る市道の認定につきましては、さきの7月23日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会におきまして承認いただいているものでございます。

以上よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○信宮委員長

宮本建設課長の説明が終わりました。

○信宮委員長

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第98号「市道路線の認定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時15分)

○信宮委員長

再開を告げる。(再開 午後1時15分)

次に、議案第99号「令和7年度西予市一般会計補正予算(第3号)」のうち、建設課所管分についてを議題といたします。

宮本建設課長の説明を求めます。

○宮本建設課長

議案第99号「令和7年度西予市一般会計補正予算(第3号)」建設課所管分について御説明申し上げます。

予算書は8ページ、9ページが歳入、14ページが歳出となっております。また説明資料がこちらもございます。説明資料①もあわせて御覧ください。

8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、空家等対策事業におきまして11節手数料3万9000円、

14 節工事請負費 300 万円の増額、また、国庫補助
内示に伴い、18 節負担金補助及び交付金 400 万円
の減額を行います。歳入につきましては、空き家
対策総合支援事業費国庫補助金 82 万 9000 円、特
定老朽危険空家等除却促進事業費県補助金 60 万
円の減額となります。

資料の 2 ページ、位置図を御覧ください。この
たび、明浜町高山の国道 378 号沿いにある所有者
不在の特定空家の略式代執行に係る手数料と工事
請負費になります。資料の 3 ページを御覧ください。
特定空家は、この資料 C 棟になりますが、国
道側の A 棟、B 棟に傾き、屋根も腐朽し、瓦等が
落下したことから、周辺の市道を通行止めにして
いる状況でございます。また、A 棟、B 棟に関し
ても現在空き家となっており、所有者による除却
が検討されているところでございます。A 棟、B
棟が除却をしますと、特定空家の C 棟が、あわせ
て倒壊する可能性が高いため、3 棟同時に解体す
ることで、C 棟の自然倒壊を防ぎ、周辺住民の安
心・安全を確保するものでございます。

なお、先日、西予市空家対策等協議会の委員の
皆様には、同様の説明を行い、特定空家の認定及
び略式代執行の承認をいただいているところでご
ざいます。

以上、令和 7 年度一般会計補正予算（第 3 号）
の御説明とさせていただきます。御審議のほどよ
ろしくお願い申し上げます。

○信宮委員長

宮本建設課長の説明が終わりました。

これより本案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

○宇都宮委員

今ほどの説明で、A 棟、B 棟が使用者の方が解
体されるの待ちっということだったんですけど、
一応する方向で今進んでるんだと思うんですけ
ど、されないとなったらこれ C 棟もしないですか。

○宮本建設課長

A 棟、B 棟の方に関しては、この特定空家の問
題が起きる前に、事前に所有者様から解体をした
いと。我々が行っている危険空家除却事業という
のがございまして、そちらの事業で空き家を解体
したいということを受けておったんですけども、
それと同時に C 棟の問題が浮かび上がってきまし
て、A 棟、B 棟を先行して除却されますと問題が

あるということで今、A 棟、B 棟の持ち主様には
この事情をお話しし、了承した上でちょっと待つ
ていただいているという状況でございます。A 棟、
B 棟の持ち主様は C 棟に合わせて今年度除却した
いという意向であるということは伺っております。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 20 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 25 分）

○信宮委員長

本案についてほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 99 号「令和 7 年度西予市一般会計補正
予算（第 3 号）」のうち、建設課所管分につきま
して、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

賛成全員によりまして、当委員会としては原案
どおり可決することに決しました。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 25 分）

【上下水道課】

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 31 分）

次に、議案第 99 号「令和 7 年度西予市一般会
計補正予算（第 3 号）」のうち、上下水道課所管
分を議題といたします。

紙崎上下水道課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

議案第 99 号「令和 7 年度西予市一般会計補正
予算（第 3 号）」上下水道課所管分について御説
明申し上げます。県条例水道等事業の補正につい
てでございます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴い予算
を調整するものでございます。

一般会計補正予算書の 10 ページをお開きくだ
さい。

19 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金の補正
額 10 億 9323 万 7000 円のうち、県条例水道等に

関する繰越金の補正は 156 万 8000 円の増額となっております。繰越額は 286 万 8000 円となっております。内訳といたしまして、宇和地区では 26 万 4000 円を増額して 26 万 4000 円に、野村地区では 63 万 1000 円を増額いたしまして 133 万 1000 円に、城川地区では 67 万 3000 円を増額して 127 万 3000 円としております。

17 ページをお開きください。

繰越金の増額に伴い 13 款諸支出金、2 項 1 目基金費、24 節積立金、県条例水道等基金事業を 156 万 8000 円増額して 291 万円としております。

以上で県条例水道等事業に関する補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○信宮委員長

紙崎上下水道課長の説明が終わりました。

これより本案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 99 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 3 号）」のうち、上下水道課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○信宮委員長

続きまして、議案第 104 号「令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。紙崎上下水道課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

それでは、議案第 104 号「令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算（第 2 号）」について御説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

今回の補正は建設改良費等の財源としておりました過疎対策事業債の減額に伴い、市債額の調整によるものであります。

第 2 条の企業債の限度額を上水道施設整備事業

は 3550 万円から 4260 万円、過疎対策事業は 3520 万円から 2810 万円に改めております。

それでは水道事業会計補正予算書の 7 ページをお開きください。

1 款資本的収入、2 項企業債、1 目 1 節企業債において過疎対策事業債を 710 万円減額し、上水道事業債を同額の 710 万円増額するものでございます。

以上で「令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算（第 2 号）」の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いを申し上げます。紙崎上下水道課長の説明が終わりました。

○信宮委員長

これより本案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

○まつもと委員

国の過疎債が減額ということなのですが、これはもう理由とかも分からずしょうがないことなのでしょうか。

○紙崎上下水道課長

これにつきましては国から県のほうに内示額の減額の通知がございまして、それに伴い県のほうから市町への内示額減額ということで通知があったものでございます。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 37 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 39 分）

質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 104 号「令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算（第 2 号）」につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 40 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 40 分）

続きまして、議案第 105 号「令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

紙崎上下水道課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

それでは議案第 105 号「令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」について御説明を申し上げます。

簡易水道事業会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

今回の補正は、水道水の水質基準を新たに設定した法改正に伴いまして、有機フッ素化合物である P F O S、P F O A の臨時水質検査実施のため、収益的収入及び支出を増額するものでございます。

第 2 条の収益的収入及び支出の補正につきましては収益的収入を 26 万 5000 円増額し、総額を 1 億 3008 万 3000 円とし、収益的支出を 192 万 5000 円増額し、総額を 1 億 3667 万 2000 円に改めております。

それでは、簡易水道事業会計補正予算書の 9 ページをお開きください。

1 款簡易水道事業収入、1 項営業収益、3 目その他の営業収益、4 節雑収益を 26 万 5000 円増額し 1126 万 6000 円としております。

10 ページをお開きください。

1 款簡易水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、19 節手数料を 192 万 5000 円増額し 1849 万 8000 円とするものでございます。

以上で「令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算書（第 1 号）」の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○信宮委員長

紙崎上下水道課長の説明が終わりました。

これより本案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

○兵頭委員

紙崎課長の説明の中で最初に水質検査の国からの方針が出たということで、ちょっとそこら辺もう少し詳しく説明願ったらと思うんですができますか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 43 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 47 分）

○紙崎上下水道課長

先ほどの兵頭議員さんの御質問でございますけれども、水質検査の項目として今までに 51 個の項目がありまして、来年度から検査の項目が先ほどの P F O S、P F O A を合わせて 1 項目ということですが、増えまして全部で 52 項目の検査が必要になるということでございます。

○信宮委員長

ほかに質疑ありますか。

○まつもと委員

本会議で水質検査の先行実施という説明があったんですけど、簡易水道に限って今回先行実施されるという認識でいいんでしょうか。

○紙崎上下水道課長

今回、簡易水道については先行実施ということをお願いをしておりますが、水質検査の通知の中で、簡易水道については来年の 4 月からの水質基準の 1 項目が増になるわけなんですけれども、簡易水道につきましては、それまでに検査をして検査の項目に異常がなければ、年間の検査回数が 1 回に短縮できるということで通知が来ております。普通であれば、年 4 回の検査が必要になるところが 1 回になるということで通知が来ております。

○まつもと委員

この P F O S と P F O A の検査は、今まで検査していた事業者さんで検査できる項目なんですか。

○紙崎上下水道課長

現在、西予市の水質検査につきましては、南予地方水道水質検査センターというところが自治体が出資して、お金を出し合ってつくってる検査機関なんですけども、ここがやっていただいとったんですけども、この検査につきましてはそこで検査する施設がないということで、別の検査機関のほうに依頼をするような形になっております。

○信宮委員長

それではほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでありますので、以上で質疑を終結と

いたします。

これより採決を行います。

議案第 105 号「令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○信宮委員長

続きまして、議案第 106 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

紙崎上下水道課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

議案第 106 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」について御説明を申し上げます。

下水道事業会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

今回の補正は、積算システム賃借料の計上に伴う事務費の調整及び、建設改良費等の財源としておりました過疎対策事業債の減額に伴う市債額の調整によるものでございます。

第 2 条の資本的収入及び支出の補正につきましては資本的支出を 317 万 5000 円増額して、総額を 6 億 3013 万 4000 円に改めております。

第 3 条の企業債の限度額を下水道事業は 5060 万円から 6080 万円に、過疎対策事業は 5050 万円から 4030 万円に改めております。

それでは、下水道事業会計補正予算書の 12 ページをお開きください。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目 1 節建設改良費等の財源に充てるための企業債において、過疎対策事業債を 1020 万円減額し、下水道事業債を同額の 1020 万円増額するものでございます。

13 ページをお開きください。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、6 目建設改良事業費、21 節賃借料積算システム賃借料 317 万 5000 円増額し 2393 万 3000 円とするものでございます。

以上で「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い

いたします。

○信宮委員長

紙崎上下水道課長の説明が終わりました。

これより本案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

○兵頭委員

今ほどの 13 ページの積算システム賃借料 317 万 5000 円、これに関してですが、今は西予市財政を縮減せんといけんということで、いろいろやっとなるんですけど、この積算システム賃借料というのは、これ毎年出よったんですかね。それとも、今回初めてで、こういった形でこういうシステムを借り上げなければならないのか説明をお願いしたいと思います。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 54 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 57 分）

○紙崎上下水道課長

ただいまの兵頭議員の御質問でございますけれども、下水道事業の下水道工事の積算システムにつきましては 5 カ年の契約でシステムの契約をしております。その中で、毎年歩掛りの更新があるんですけれども、令和 6 年までの契約更新ということで、今契約をしておりますが、それが 7 年度も必要になったということで、今回の借上料の補正をさせていただいております。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでありますので、以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 106 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」この原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 58 分）

【産業部】

【経済振興課】

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後2時02分）

産業部に移りますのでまず、兵頭産業部長の御挨拶をお願いいたします。

○兵頭産業部長

挨拶を行う。

○信宮委員長

それでは議案審査に入ります。議案第99号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第3号）」のうち、経済振興課分を議題といたします。

岡田経済振興課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

それでは、議案第99号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第3号）」のうち、産業部経済振興課所管分につきまして、御説明をさせていただきます。それでは、補正予算書に基づきまして、今回は歳出予算がございませんので歳入の予算の説明をさせていただきます。

補正予算書9ページの下段を御覧ください。

18款2項32目ふるさと応援基金繰入金100万円の減額補正でございます。

この減額につきましては、財団法人の補助金が採択されたことに伴いまして、ふるさと応援基金を充当していた事業の補助金が確保できたことから、財源を組替えたことに伴い、一部を減額するものでございます。

以上で、経済振興課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいいただきますようよろしくお願いいたします。

○信宮委員長

岡田経済振興課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

本案についての質疑はありませんでしょうか。

○まつもと委員

財団法人の補助金が取れたということなんです、どういう内容のものでどの事業の分なのか教えてもらってもいいですか。

○岡田経済振興課長

まず財団法人の補助金なんです、ライフスポーツ財団の補助金ということで、地域で楽しむスポーツイベントや、幼少時期からの遊びを通じた

運動習慣の形成、それに対しての補助金ということで制度をとっているところを申請して採択されたことになっております。

その該当事業ですが、これまちづくり推進課の事業になりますが、ジュニアスポーツ活動サポート事業ということで、野村の総合型地域スポーツクラブのほうに事業を委託して実施している事業と聞いております。

以上、答弁させていただきます。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第99号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第3号）」のうち、経済振興課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

賛成全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時11分）

【林業課】

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後2時15分）

次に林業課。議案第99号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第3号）」のうち、林業課所管分を議題といたします。

酒井林業課長の説明を求めます。

○酒井林業課長

それでは、議案第99号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第3号）」の林業課所管分について御説明いたします。歳出から御説明いたします。

補正予算書16ページをお開きください。

11款1項3目林業用施設災害復旧費、事業概要欄1行目、林業用施設災害復旧事業（現年度）に係る補正予算について御説明いたします。なお、配信しております9月補正予算資料をあわせて御覧ください。補正額は7336万5000円の増額です。

林道東津野城川線地すべり災害の復旧に関して、本年6月に実施された国の災害査定の結果を踏まえ、工事請負費 7067 万円を計上するとともに、8月の豪雨により小規模被災した林業用施設の機能回復を図るため、重機借上料 104 万 5000 円、市単独林業用施設災害復旧事業補助金 9 件 165 万円を計上するものです。

特定財源といたしまして、補正予算書 8 ページ、14 款 1 項 5 目災害復旧費国庫負担金、説明欄 1 行目、林業用施設災害復旧費国庫負担金 4593 万 5000 円、補正予算書 9 ページ、18 款 2 項 38 目森林環境譲与税基金繰入金 269 万 5000 円。補正予算書 11 ページ、21 款 1 項 11 目災害復旧事業債 2220 万円を充当しております。

続きまして、その他の歳入について御説明いたします。

補正予算書 8 ページをお開きください。

14 款 1 項 5 目災害復旧費国庫負担金 説明欄 2 行目、林業施設災害復旧費国庫負担金（過年度分）補正額は 875 万円の増額です。本年6月に実施された林道東津野城川線地すべり災害に係る国の災害査定の結果を踏まえ、令和5年度から6年度に実施した調査設計業務に要した経費に対する国庫負担金を計上するものです。

以上で、林業課所管に係る9月補正予算の内容説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○信宮委員長

酒井林業課長の説明が終わりました。

これより本案についての質疑に移ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 99 号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第3号）」のうち、林業課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時20分）

【農業水産課】

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後2時21分）

農業水産課所管分に移りたいと思います。

議案第 99 号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第3号）」のうち、農業水産課所管分を議題といたします。

亀岡農業水産課長の説明を求めます。

○亀岡農業水産課長

議案第 99 号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第3号）」農業水産課所管分について御説明申し上げます。

歳出予算から説明させていただきます。

補正予算書 14 ページをお開きください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、4 目畜産業費の 2760 万 2000 円を 1756 万 7000 円増額し、4516 万 9000 円とするものです。

今回の補正は、今年度新設しました畜産生産基盤維持強化支援事業におきまして、畜産施設等の整備改修等並びに地域と調和した経営のための堆肥製造施設に係る作業機械の取得に対する支援のため、県が創設しました畜産生産基盤維持強化支援事業を実施するため計上するものとなっております。

この事業は、県の交付要綱に基づき市内4つのクラスター協議会から8経営体 14 件の事業実施要望がありました。主なものとしては、牛舎・豚舎及び堆肥舎の補修改修、豚舎への除ふん用機械導入、牛舎、堆肥舎へのLED改修等の要望が出ております。補助率は県が3分の1を補助することとしておりまして、今回の補正で 1756 万 7000 円を計上しております。

また、3 目農業振興費におきまして、財源の振替として 659 万 3000 円を一般財源から特定財源への繰入金として補正をしております。こちらにつきましては、詳細は歳入予算で説明をさせていただきます。

続きまして予算書 16 ページをお開きください。

11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、1 目農地災害復旧費の市単独農地災害復旧事業補助金を5カ所分 100 万円追加計上しております。これは、8月10日から11日の大雨警報時に発生しました農地災害復旧に係る事業費の2分の1、

1カ所当たり最大20万円を補助するものとなっております。また、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目農業用施設災害復旧費の市単独農業用施設災害復旧事業補助金をこちらも5カ所分100万円を計上しております。こちらにつきましても、8月10日からの警報によりまして発生している農業用施設災害復旧費に係る事業費の2分の1、1カ所当たり最大20万円を補助するものとなっております。歳出補正予算につきましては以上となっております。

続きまして、歳入予算のほうを御説明申し上げます。

予算書9ページにお戻りください。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金につきまして5億1473万1000円を1756万7000円増額し5億3229万8000円とするものでございます。この補正は、先ほどの畜産関係県事業の畜産生産基盤維持強化支援事業に充当するものとなっております。

続きまして18款繰入金、2項基金繰入金、4目野村町地域高齢者福祉及び農業振興基金繰入金ですが659万3000円を補正しております。こちらにつきましては6月に補正しております松前町にJAのコンソーシアムが設置します野菜選果機に係る補助金の財源につきまして、野村町地域高齢者福祉及び農業振興基金の審査委員会で協議をいただき、予算の充当を決定していただきましたので、補助金1318万6000円の2分の1、659万3000円の財源充当振替を行っております。

以上で農業水産課所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

亀岡農業水産課長の説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

今ほどタブレットに農地と農業施設の詳細が配信されてると思います。見ていただきたらと思います。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時27分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後2時32分）

本案につきましてほかに質疑はございますか。

○兵頭委員

この予算説明の中に今ほど資料を配布していただいたんですが、被災地と被災の地目とか、補助対象が全部40万円以下ということで、補助金が半分の20万円で、実質これ40万円というのが最高しかないんですが、実質はもっと被害額の金額がしとるんですか。

○亀岡農業水産課長

担当のほうで現地調査を今行ってるんですが、確実に事業費が上がるということで上限の20万円を今回補正計上しております。

○兵頭委員

これ20万円でもありがたいと思うんですけど、実際、40万円以上の被害があるところもあると思うんですけど、もうこれはそれ以上はもう出せんというそういう考えでよろしいんですか。

○亀岡農業水産課長

こちらの事業につきましては市単独ですので、公共事業の大きなものとなりましたら、専決予算でも計上しておりますがそちらのほうになるかと思っております。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようですので、以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第99号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第3号）」のうち、農業水産課分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時35分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後2時53分）

本委員会に付託されました議案につきましても審査は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉会 午後 2 時54分

西予市議会委員会条例第30条第 1 項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長

信宮 徹也